

2024年度（令和6年度）  
公共施設の利活用に関する民間提案制度

利活用（施設提示型）個別説明書  
【裾野駅西土地区画整理事業8街区5画地  
トライアル・サウンディング】

## 1 施設の基本情報

- (1) 施設名称 裾野駅西土地区画整理事業 仮換地 8 街区 5 画地  
 (2) 所在地 静岡県裾野市平松 802  
 (3) 施設概要

既存建物	なし
敷地面積	約 590 m <sup>2</sup> (約 178 坪) ※隣接水路工事施工中 (令和 6 年 12 月完了予定)
接道	南側 幅員 4m に接道
都市計画区域	区域内
用途地域	近隣商業地域
都市計画事業	裾野駅西土地区画整理事業
都市計画施設	該当なし
地区計画	裾野駅西地区計画
立地適正化計画	裾野駅周辺都市機能誘導区域
屋外広告物	景観形成型屋外広告物整備地区
景観法	景観計画区域
土砂災害警戒区域	該当なし
防火地域	指定なし (建築基準法第 22 条区域)
上下水道	要相談
ガス	なし
電気	取り出し可 要相談
近隣公共施設等	裾野市役所本庁舎、小柄沢緑地

## 2 活用方針

### ① 事業の概要

本事業は、裾野駅西土地区画整理事業区域内、仮換地 8 街区 5 画地の宅地 (市有換地) において、裾野駅西口地区の賑わい創出を図るため、民間の事業者にて暫定使用していただき、将来の活用に向けたサウンディングを実施するものです。

### ② 仮換地 8 街区 5 画地で実施する目的

当該地は裾野市役所本庁舎に近接し、都市緑地「小柄沢緑地」に隣接する約 178 坪の平坦な土地となります。

市が実施する「裾野駅西口地区賑わい創出事業」においては、市役所本庁舎や都市施設等の拠点間の回遊性、拠点ごとの滞留性を向上させ賑わいを創出することを目的としており、今回のトライアル・サウンディングは、当該地のような「場」や「空間」の実験的活用をとおして、裾野駅西口地区の賑わい創出に資する活用手法を検証することを目的とします。

③ 募集するプロジェクト

今回のトライアル・サウンディングでは、次に掲げる項目を1以上含む事業を募集します。

- ア 書籍・学習
- イ アート
- ウ 音楽
- エ 映画
- オ 子どもの遊びや体験
- カ 上記ア～オに類するもの
- キ 飲食
- ク マルシェ・フリーマーケット

3 申請・暫定使用の条件

① 申請者の要件

次の要件をすべて満たす法人、個人事業主または任意の団体に限り、申請することが出来ます。

- ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- イ 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと
- ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと
- エ 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者でないこと
- オ 国税等及び裾野市税の滞納がないこと
- カ 提案内容を実施するに当たり、必要な許可、認可を有するなど、必要な履行能力を有する者であること
- キ 宗教活動又は政治活動を行うことを主たる目的としていない者であること

② 提出書類の取り扱い及び特許権等

- ア 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- イ 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。
- ウ 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の方に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

③ 申請手続き等

本事業に関する諸手続きについては、「裾野市公共施設の利活用に関する民間提案制度募集要項（公共施設利活用）」に基づき実施することとします。

④ 暫定使用の内容

暫定使用の内容は次のいずれも満たすこととします。

- ア 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること
- イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること
- ウ 活用方針に合致するものであること
- エ 裾野駅西口地区賑わい創出事業における今後の継続的な事業展開につながるものであること

⑤ 対象外とする暫定使用

次に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
- ウ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 7 7 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- オ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

⑥ 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として 1 日以上、6 か月以内とします。実施期間の延長や 2 回目以降の暫定使用については、提案内容やその他の事業の参加状況に応じて判断することとします。

⑦ 暫定使用时间

暫定使用ができる時間帯は、午前 9 時から午後 5 時までを標準時間とします。これ以外の時間帯での使用については、提案の内容により、当該時間帯で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して諾否の判断をすることとします。

⑧ 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

本市の公式ウェブサイト等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ 原状復旧

暫定使用後は、暫定使用する者が原状復旧を実施することとします。

オ 法令等の順守

使用者は、暫定使用するにあたり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

⑨ 暫定使用の開始等

ア 使用料等

暫定使用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

イ 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により本市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

⑩ モニタリング及び報告等

ア モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本市が実施するモニタリング調査について協力することとします。

イ 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本市に対して実績報告書を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

4 審査基準（重点加算）

本事業における重点加算項目は下表のとおりとします。

審査項目	主な視点	配点
重点加算	・当該地及び周辺拠点（裾野市役所・小柄沢緑地）の滞留性を向上させ、裾野駅西口地区の賑わい創出に資するものか	9点

5 スケジュール

日程	内容
～令和6年12月20日	区画整理事業による関連工事施工期間
令和7年1月6日～令和7年3月31日	公募事業者による現地確認 使用期間・条件等の調整
令和7年4月1日～令和7年9月30日	暫定使用期間

## 6 施設のイメージ



※隣接水路工事施工前の写真となり、暫定使用時の状況と異なります。

## 7 留意点

- ① 提案前の対話において具体的活用方針を協議してください。
- ② 当該地隣接水路が工事施工中のため、工事完了後に乗り入れやその他条件について駅周辺整備課と詳細について協議してください。

## 8 図面・写真

### (1) 案内図



(2) 配置図 ※詳細な使用可能範囲は別紙を参照してください

